調達要求番号：

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	２３２０－２８３－４６２４－５	仕　様　書　番　号	
胃集団検診車，３号		ＧＭ－Ｔ１０６６９１Ｃ	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作　成	平成１７年　５月２３日
		変　更	平成２３年　５月２３日
		作成部隊等名	補給統制本部　衛生部

1.　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，胃集団検診車，３号（以下，“検診車”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　規格

ＮＤＳ　Ｚ　８０１１	角形銘板
ＮＤＳ　Ｚ　８２０１	標準色

b)　仕様書

ＤＳＰ　Ｚ　１００５	燃料携行缶
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
ＧＭ－Ｔ１０６７００	Ｘ線テレビ装置，胃集団検診車用

c)　法令等

消防法（昭和２３年法律第２７号）
道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第７０号）
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）
医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）
道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）
電気設備に関する技術基準（平成９年通商産業省令第５２号）

2.　製品に関する要求

2.1　材料・加工方法

材料及び加工方法は，製造者の定めた仕様及び規格による。

2.2 構造・形状・性能

構造・形状及び性能は，次によるほか，製造者の定めた仕様及び規格による。

a) エンジンは，４サイクル水冷式ディーゼル機関とし，２２０ ｋW以上とする。

b) １６ ｔトラックをベースとする。

c) 車体は，フロントエンジン付き市販トラックシャシを用い，金属製骨格及び鋼板張りの構造とし，“道路運送車両法”，“道路運送車両の保安基準”，“医療法施行規則”及び“電気設備に関する技術基準”に適合したもので，耐水，耐振，防塵，防湿，防錆等について十分に考慮されており，業務遂行に適した架装を施すものとする。

d) 車両は，“自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法”に適合するものとする。

e) 車体内部は，運転室，操作室，撮影室及び待合室に区分され，それぞれの境は，遮光長カーテン又はX線防護壁で仕切られているものとする。

f) 骨格は，全て防錆処理を施した鋼製とし，鋼折材を用い，びょう止め，ボルト締め又は電気溶接をもって強固に取り付けるものとし，各箇所の厚さは，**表1**による。

表1－骨格の厚さ

部位	厚さ
前後柱	１．６ ㎜～２．３ ㎜
側柱	１．６ ㎜～２．３ ㎜
窓枠	１．０ ㎜～１．６ ㎜
中央横通材	１．６ ㎜～２．３ ㎜
根太	２．５ ㎜～３．２ ㎜

g) 外板，屋根天井及び側羽目板は，次による。

1) 外板は，１．０ ㎜又は１．２ ㎜厚ボンデ鋼板を鉄骨にびょう止め又はスポット溶接するものとする。

2) 屋根は，０．８ ㎜厚以上のボンデ鋼板を垂木にびょう止め及びスポット溶接するものとする。また，撮影室上部は，X線装置の作動に適した有効高を有する高屋根とする。

3) 天井及び側羽目板は，０．８ ㎜厚鋼板を張るものとし，天井と屋根間及び側壁間には断熱材を充填するものとする。

h) 出入口及び扉は，次による。

1) 前部出入口は，左側前輪後部に設け，前方つり元２枚折り扉とし，５ ㎜厚以上の強化ガラス使用の固定窓を２窓取り付ける。また，扉は，ボールストッパ及び錠を取り付けるものとする。ステップは３段式とし，滑り止め模様入りアルミニウム板を張るものとし，さらに，安全のための手すりを最も適した位置に取り付けるものとする。

2) 前部両側には，運転者用の外方向片開き錠付き扉を設けるものとし，上部には，５ ㎜厚以上の熱線吸収ガラス使用の開閉できる窓を取り付けるものとする。

3) 後部出入口は，車体後面中央部に設け，外方向片開き錠付き扉とし，上部には，５ ㎜厚以上の強化ガラス使用の固定窓を１窓取り付けるものとする。ステップは，引き出し式とし，滑り止め模様入りアルミ板を張るものとする。

4) 後部出入口上部には，ローラ巻取り天幕を設け，鋼鉄製カバーを取り付けるものとする。

i) 床は，15 ㎜厚の合板とし，床板下は断熱構造とする。床面から外気温や騒音の侵入を防ぐものとする。

j) 窓は，次による。

1) 前窓は，６ ㎜厚以上の熱線吸収安全ガラスを使用し，曲面付き１窓構成の固定式とする。

2) 側窓は，５ ㎜厚以上の熱線吸収安全ガラスを使用したアルミニウム枠組みとし，左３（うち，２窓は引き違い式，１窓は固定式），右１（引き違い式）の計４窓を設けるものとする。

k) カーテンは，次による。

1) 側窓の各窓には，パイプ式又はC形レール付きの横引きカーテンを取り付けるものとする。また，後方出入口内部には，C形又はＩ形レール付きカーテンを取り付けるものとする。

2) 操作室には，C形又はＩ形レール付き遮光黒布付き長カーテンを取り付け，運転室と区分する。また，待合室には，撮影室側にC形又はＩ形レール付き仕切り用両開き長カーテンを取り付けるものとする。

l) 座席は，次による。

1) 運転席は，前後調節式ハイバックとし，助手席は，２名分の座席を取り付けるものとする。各席は，安全バンド付きとする。

2) 操作室内の座席は，キャスタ付き事務用（肘付き）回転イスとする。また，使用目的にあった高さ調節式とし，１人用可搬型のものとする。走行中は，固定が可能なものとする。

3) 待合室の座席は，収納庫付き固定式５人掛け長椅子を備え付けるものとする。また，左側前方には，収納庫付き受付テーブルを備えるものとする。

4) 運転室の座席は，モケット張りとし，待合室の座席は，ビニールレザー張りとする。それぞれのクッションは，ポリウレタンフォーム又はスプリング若しくは併用式とする。

5) 運転席及び左側助手席の後部には，収納庫を設けるものとする。

m) 室内照明は，次による。

1) 室内照明は，ＡＣ１００ Ｖ，２０ W蛍光灯，直型（ＤＣ２４ Ｖ，１０ W補助灯付き）を操作室内１個，撮影室内２個及び待合室内４個をそれぞれ取り付けるものとする。また，運転室内にも，蛍光灯・白熱灯又はＬＥＤ（ＤＣ２４Ｖ，１０W）を取り付けるものとし，運転席又は助手席の扉の開閉時に連動して照明のＯＮ／ＯＦＦする機能を有するものとする。

2) 前後出入口には，ステップランプを取り付けるものとする。

3) 各灯には，それぞれ点灯・消灯のできるスイッチを取り付けるものとする。

n) 換気扇は，ＡＣ１００ Ｖ，直径２５０ ㎜以上のものを操作室に１個，待合室に２個及び撮影室に１個の計４個をそれぞれ天井に取り付けるものとする。

o) 電源装置は，次による。

1) 外部電源引き込み線は，キャプタイヤコード，８．０ ㎜，２芯，３０ mをX線兼ボディ用とエアコン用にリール巻き（コードリールの先端は，附属コードから電源部に接続できるものとする。）とし，左側床下内に引出式に取り付けて，ボックス内に接線及びアースターミナルを設け，また，アース用リード線１５ mを備え付けるものとする。

2) 発動発電機は，１２ ｋＶA以上，単相１００ Ｖ又は，単相２００ Ｖとし，本体を車体最後部の格納庫内に設置するものとする。また，始動及び停止の操作盤，稼働時間計等は，操作室内に取り付け，バッテリは，１２ Ｖ，８５ AH以上とし，床下格納庫内に取り付けるものとする。

3) 分電盤は，操作室側壁に設置し，内部に電圧計，電流計，切替スイッチ，ヒューズ付き開閉機及びパイロットランプを取り付けるものとする。

4) 発動発電機で発生する，突入電流対策を講じたものとする。

5) コンセントは，ＡＣ１００ Ｖ用２口型を，分電盤に１個，撮影室及び待合室に各２個の計５個を備え付けるものとする。

6) 電源ステップダウントランス等は，撮影室内の格納庫に収め取り付けるものとする。

7) 表示灯は，“使用中”灯とし，Ｘ線撮影中を表示できるようＸ線照射と連動するものを，待合室前方の天井付近の見やすい箇所に備え付けるものとする。

8) 充電器は，ＤＣ１２ Ｖ／２４ Ｖ２０ Ａ（寒冷地仕様の場合は，ＤＣ１２ Ｖ／２４ Ｖ３０ Ａ）を運転室に設け，外部電源及び発動発電機からそれぞれのバッテリに充電可能な装置とする。

9) アースは，Ｘ線装置用と車体内を一体化して取り付けるものとする。

p) 操作室は，運転室後方に設け，運転室と長カーテンで仕切るものとし，所定の位置にＸ線制御器，操作卓，モニタテレビ，連絡通話用アンプその他の附属装置を強固に固定し，備え付けるものとする。

q) 撮影室は，次による。

1) 車体のほぼ中央部に設け，医療法施行規則に基づくＸ線防護を備え，前後の仕切り壁には，扉を設けるものとする。また，前方扉は，運転室側に開く扉とし，後方扉は，２枚折り戸（撮影室側）自動扉とし，手動切替え可能なものとする。

2) 前方仕切り壁には，操作室から撮影室内が観察できる位置に，医療法施行規則を満たすたて４００ ㎜以上×よこ４００ ㎜以上の固定窓を，また，後方仕切り壁左側受付テーブル上部に，撮影室内が観察できる位置に，同じくたて２００ ㎜以上×よこ３００ ㎜以上の固定窓を設けるものとする。

3) 自動扉スイッチは，操作室操作卓右側付近，撮影室左後方，待合室左前方（受付テーブル付近）にそれぞれ１個取り付けるものとする。

r) 待合室は，次による。

1) 右側に，金属製又は上面デコラ張り木製引出し及び収納庫付検診準備用テーブルを設けるものとし，右最後部には，金属製又は木製のロッカーを設けるものとする。

2) 左側前部には受付テーブルを，後部には５人掛待合席を備え付けるものとする。

s) 通話装置は，小型アンプを設け，フレキシブルマイク及びピンマイクをＸ線操作席付近に，ハンドマイクを受付付近に取り付けるものとする。通話経路は，操作室と受付の相互通話とし，それぞれの箇所に連絡用スピーカを備え付けるものとする。また，屋外待機所連絡用として，可搬式スピーカ（３０ ｍコード付き）を１基設けるものとする。

t) カーラジオは，ＡＭ及びＦＭ付きとし，運転席付近に取り付けるものとする。また，アンテナ，ラジオなどは，製造者の標準規格とする。

u) 空調機

1) カーエアコンは，運転室のダッシュ盤に操作部と吹き出し口を設け，冷暖房機能を有するものとする。

2) カーエアコンのコンプレッサは，走行用エンジンに組みつけられるものとする。

3) 操作室，撮影室及び待合室の空調機は，各部屋に設置し，室外機を一台設置するマルチタイプとする。

v) 暖房装置は，次による。

1) 床下に予熱温水ヒータを取り付け，操作室，撮影室及び待合室にそれぞれ設けるものとする。また，操作盤は，操作室操作卓付近に備え付けるものとする。

2) 暖房機の能力は，１０ ０００ ｋｃａｌ／ｈ以上（寒冷地仕様の場合は，１８ ０００ ｋｃａｌ／ｈ以上）とする。

3) 燃料タンクは，走行用燃料タンクを共用できるものとする。

w) 速度計，走行距離計，水温計及び燃料計は，運転者が容易に確認できる位置に取り付けるものとする。

x) 時計は，デジタル式とし，操作室内の壁面天井付近に取り付け，操作卓から容易に確認できるものとする。

y) 燃料タンクは，車体下部に車両エンジン用（軽油２００ Ｌ以上，暖房装置及び発動発電機フィード&リターンパイプを設けたもの）を取り付けるものとする。また，給油口の蓋の裏側に，燃料の種類を明示するものとする。

z) バッテリは，シャシ用及び発動発電機用とし，シャシ用は床上又は床下格納庫内に，発動発電機用は発動発電機の付近又は床下格納庫内に取り付けるものとする。

aa) スペアタイヤキャリアは，車体後部床下に巻上げ式のものを備え付けるものとする。

ab) バックミラーは，車体両側に大型ミラーを，アンダーミラーは左バックミラーステーに球面型のものを，また車体左側に左折事故対策用バックミラーを，それぞれ運転席において最も見やすい位置に備え付けるものとし，規格は，製造者の標準規格とする。

ac) 車体安定ジャッキは，車体の床下四隅に折り畳み式又は取り外し式（油圧式ジャッキ付き）を強固に備え付けるものとする。また，ジャッキを作動させる前には，地面から１２ ㎝以上間隔があり，それぞれに，１０ ㎝厚の補助板を用意するものとする。
なお，補助板の格納庫は，外部引き込み線と同一とする。

ad) 遮光板は，運転席及び助手席の前面の計２か所に備え付けるものとし，規格は，製造者の標準規格とする。

ae) 収納棚は，操作室及び待合室の上に備え付けるものとし，規格は，製造者の標準規格とする。

af) ワイパは，洗浄噴射装置付，間欠式とし，前窓に取り付けるものとする。アームは，連動式のものとする。

ag) 照明装置（室内照明を除く。）は，前照灯，番号灯，方向指示灯（補助方向指示灯を含む。），マーカーランプ，霧中灯，尾灯，後進灯（警報器付き），駐車非常灯，路肩灯，リフレクタ等を取り付けるものとし，各灯とも規格，数量，取付位置等は，製作会社の標準規格及び“道路運送車両の保安基準”によるものとする。

ah) バンパは，塗装を施したものを取り付け(ステンレス製の場合は除く。)，車体の前後に牽引用フックを備え付けるものとする。
また，前部バンパには，前窓の手入れがしやすいように上部足掛けを設け，前窓の上部と下部に取っ手を付けるものとする。

ai) どろよけは，前後左右の各車輪後部に取り付けるものとし，規格は，製造者の標準規格とする。

aj) 携行工具箱，車輪止め，車検証入れ，赤旗入れ，信号炎管，名札入れ，消火器など，最も適した位置に設けるものとし，規格は，製造者の標準規格とする。

ak) 製造上の注意は，次による。

1) 車両は，堅ろうで操縦，取扱整備が容易であり，かつ，信頼性が大であるものとする。

2) 積載装置類は，走行中に破損又は性能，機能の低下を来さないように，適当な緩衝材を用い強固に固定又は格納するものとする。特に，高圧発生装置，透視撮影台，制御盤などは，強

固に固定するものとする。

3) 車両は，搭載品への振動軽減のため後輪は，エアサスとし，長時間連続運行に耐え得るものとする。

4) 車両のエンジン整備のために，操縦室床にエンジン点検口を設けるものとする。

2.3 寸法

寸法は，**表2**による。

表2－寸法

部位	規定
全長	９ ５００ ㎜以内
全幅	２ ４６０ ㎜以上
全高	３ ５００ ㎜以内
室内高	１ ８７０ ㎜以上
ホイルベース	４ ６３０ ㎜以上
最低地上高	１９５ ㎜以上

2.4 質量

質量は,最大荷重状態（運転者を含め定員３名及び搭載品を搭載又は収納した状態）で１７ ０００ ㎏以下を基準とする。

2.5 外観

外観は，次による。

a) 使用上有害なきず，割れ，まくれその他の欠陥があってはならない。

b) 各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。

2.6 性能

性能は，**表3**による。

表3－性能

項目	規定
最大出力	２２０ ｋW以上
最大トルク	１ ０００ Ｎm以上
最高速度	８０ ｋm／ｈ以上
登坂能力	０．２５ ｔａｎθ以上
最小回転半径	８．２ m以下
ミッション	前進５～７段，後進１段
主ブレーキ	製造者の標準規格とする。
駐車ブレーキ	停止状態を保持できるものとする。
ステアリング	パワーステアリング機構付き

2.7 塗装

塗装は，ＮＤＳ Ｚ ８２０１の色番号１３０３クリーム色と色番号１５０９明るい青色とする。塗装例は，**図1**及び**図2**とする以外は，十分な防錆処理を施した上，オイルプライマ吹き付け後，ウレタン塗装仕上げを施すものとする。

なお，屋根には高日射反射率塗料などを用いて，遮熱塗装を施すものとする。また，木部は，防腐剤入りニス塗布を施すものとする。 塗色については，色見本等を提出し，あらかじめ契約担当

官等の承認を受けるものとする。

2.8　製品の表示

製品の表示は，次による。

a)　運転室の見やすい適当な箇所に，ＮＤＳ　Ｚ　８０１１による１種銘板を取り付けるものとする。

b)　車体の外側横壁中央（左右）に“陸上自衛隊胃集団検診車”の名称を表示するものとする。字体及び大きさは，**図2**による。

3　品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める検査実施要領による。

4　その他の指示

a)　この仕様書に規定する寸法は，標準寸法とする。

b)　**4.8**に示す搭載物品は，それぞれ各位置に配置又は固定するものとし，搭載品目を配置後，可動するかを確認するものとする。

官給品の官給の時期及び場所は，調達要領指定書により指定する。

c)　承認用図面は，次による。

1)　契約の相手方は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**箇条6**によるほか，次に示す承認用図面を提出し，契約担当官等の承認を受けた後，製造に着手するものとする。ただし，配置図面及び配線図面は，搭載品目の契約後速やかに提出するものとする。

1.1)　外観及び配置図面（官給品の配置を含む。）

1.2)　車体骨格図面

1.3)　配線図面

1.4)　塗装図面

1.5)　製品の表示

2)　座席の上張り，床上張り材，カーテン生地などについてあらかじめ承認用見本を提出し，契約担当官等の承認を得るものとする。

3)　“道路運送車両法”による登録及び“使用済自動車の再資源化等に関する法律”に基づく手続は，全て相手方の負担（自賠責及び重量税を除く。）によって行うものとする。

なお，リサイクル券は，納車時に官側に引き渡すものとする。

4)　添付書類は，次のとおりとし，数量は，各２部（うち，各１部を補給統制本部衛生部技術課へ送付）とする。ただし，外観写真１部は，陸上幕僚監部衛生部に送付する。

4.1)　取扱説明書（附属品明細表を含む。）

4.2)　部品表（シャシ及びエンジン）

4.3)　外観写真（キャビネ版カラー，四面）

4.4)　Ｘ線量測定結果表

d) **携行工具・附属品**　携行工具及び附属品は，**表4**による。ただし，その他については，“道路運送車両の保安基準”による。

表4―携行工具・附属品

名称	数量	規格等
検査証入れ	1	――
消火器	1	1　自動車用の粉末消火器で，適用火災　ＡＢＣ，薬剤質量１．８　ｋｇ，圧力方式　加圧式のものとする。 2“消防法”の定める個別検定に合格したものである旨の表示（国家検定合格の証）を付したものとする。
緊急保安筒	1	――
赤旗	2	製造会社の標準規格とする。
車止め	2	――
停止表示板	1	――
スタッドレスタイヤ	(a)	ホイール付き
タイヤチェーン	2	製造会社の標準規格とする。
キャプタイヤコード	2	８．０ ㎜，２芯，３０ ｍ
点検灯	2	AC100 V/100 W及びDC24 V/20 W　各１（10 mコード付き）
アルミニウム脚立	1	折り畳み，１段式
携行かん	2	ＤＳＰ　Ｚ　１００５
蛇かん	2	携行かん用
アース接地体	1	――
携行工具	一式	製造者の標準規格とする。
予備タイヤ	1	スタッドレスタイヤとする。
電源コード用アダプタケーブル	一式	――
アース用リール	1	――
車両用水平板	2	――
すのこ	1	――
脱衣かご	3	――
土足禁止札	2	――
注(a)　数量は，調達要領指定書によって指定する。		

e) **周波数**　2.2に示す電源装置等は，納地の周波数に適したものとし，周波数は，調達要領指定書による。

f） **官給品**

搭載品目は，ＧＭ－Ｔ１０６７００のX線テレビ装置，胃集団検診車用一式とし，内訳は，**表5**による。

なお，官給の細部手続きは，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**箇条5**による。

表5―搭載品目

番号	名称	数量
１	X線高電圧発生装置	(a)
２	X線制御装置	(a)
３	透視撮影台	(a)
４	イメージインテンシファイア	(a)
５	テレビカメラ装置	(a)
６	テレビモニタ装置	(a)
７	監視用テレビ装置	(a)
８	X線管装置	(a)
９	X線可動絞り	(a)
１０	車載用デジタル画像処理装置	(a)
１１	ステップダウントランス	(a)
１２	バリウムシェイカー	(a)
１３	画像観察装置	(a)
１４	レーザーイメージャ	(a)
１５	無停電電源装置	(a)
注(a)　数量は，調達要領指定書によって指定する。		

g） **その他**　寒冷地仕様車を調達する場合は，調達要領指定書によって指定する。

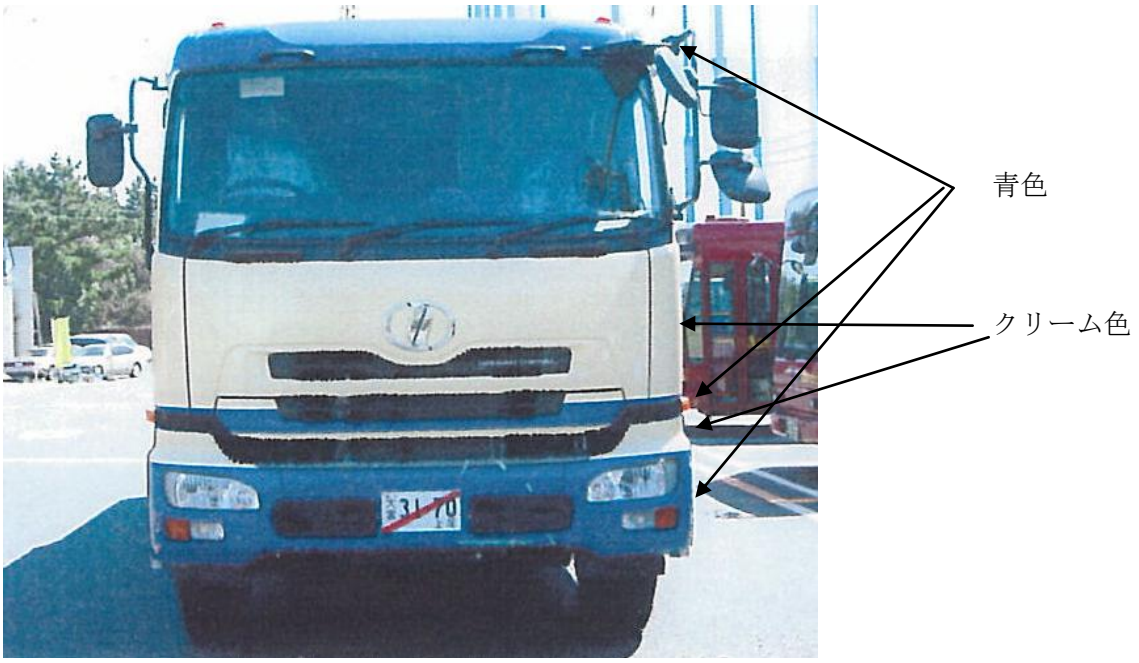

図1-塗装例（正面図）

図2-塗装例（横面図）